

プロジェクター使用規程

1. この規程は、当会が所有するプロジェクター、ポインターおよびスクリーン（以下プロジェクターという）の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。
2. プロジェクターの使用および貸出し等については、この規程の定めるところによる。
3. プロジェクターは、当会の会員が会主催の研修会、セミナーまたは外部において開催される研修会、セミナー等で講師をする場合に使用することができる。
4. プロジェクターの取扱いには細心の注意を払い、万が一利用者の不注意による亡失、破損、汚損等が発生した場合は、利用者の責任において弁償する。ただし、事情により弁償額を軽減し、または免除することがある。
5. プロジェクターの貸出しは、1泊2日を原則とし、予め所定の貸出申込書にて事務局まで申し込むものとする。
6. プロジェクターの使用料は以下のとおりとする。

会主催の研修会、セミナー等で使用する場合	無料
会員が外部で使用する場合	1000円
会員外の者が使用する場合 (会員の紹介により会長が承諾する)	5000円
7. この規程に定めのない事項については、その都度事務局にて判断する。

附則 この規程は平成16年 4月 1日より施行する。